

# 提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	資料提出 団体	ページ
23	地震防災緊急事業五箇年計画について他計画での代替を可能とすること並びに計画策定手続及び進捗管理の簡素化	鳥取県	1
		全国知事会	8
62	市町村における学校教育情報化推進計画の廃止及び計画策定を財政措置の前提条件としないこと	神戸市	17
21	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止	鳥取県	27
16	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止	宮城県	32
10	指定介護予防支援事業者の指定対象の拡充に関する見直し	さいたま市	39
12	中山間地域等における訪問介護労働者の移動時間等に係る介護報酬等の見直し	山都町	49
11	国民健康保険及び後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費の支給申請手続きの見直し	宮城県後期 高齢者医療 広域連合	60
		指定都市 市長会	71
13	生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を不要とする見直し	砥部町	87
8	公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと	利府町	95
7	認定こども園に係る認可・認定の事前協議廃止及び保育関係施設・事業の変更届出事項を条例等の規定で可能とすること等	指定都市 市長会	101
		浜松市	108

# 地震防災緊急事業五箇年計画の他計画での代替について

令和4年7月  
鳥取県

# 現行制度について

## 概要

地震防災対策特別措置法に基づき、著しい自然災害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の五箇年の計画を策定。

## 対象施設の区分

1号 避難地	8号 社会福祉施設	14号 地域防災拠点施設
2号 避難路	8号の2 公立幼稚園	15号 防災行政無線設備
3号 消防用施設	9号 公立小中学校等	16号 飲料水施設・電源施設等
4号 消防活動用道路	10号 公立特別支援学校	17号 備蓄倉庫
5号 緊急輸送道路等	11号 公的建造物	18号 応急救護設備
6号 共同溝等	12号 海岸・河川施設	19号 老朽住宅密集市街地
7号 医療機関	13号 砂防設備等	

## 国の負担又は補助の割合

地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業の一部に補助の特例あり(法第四条)。

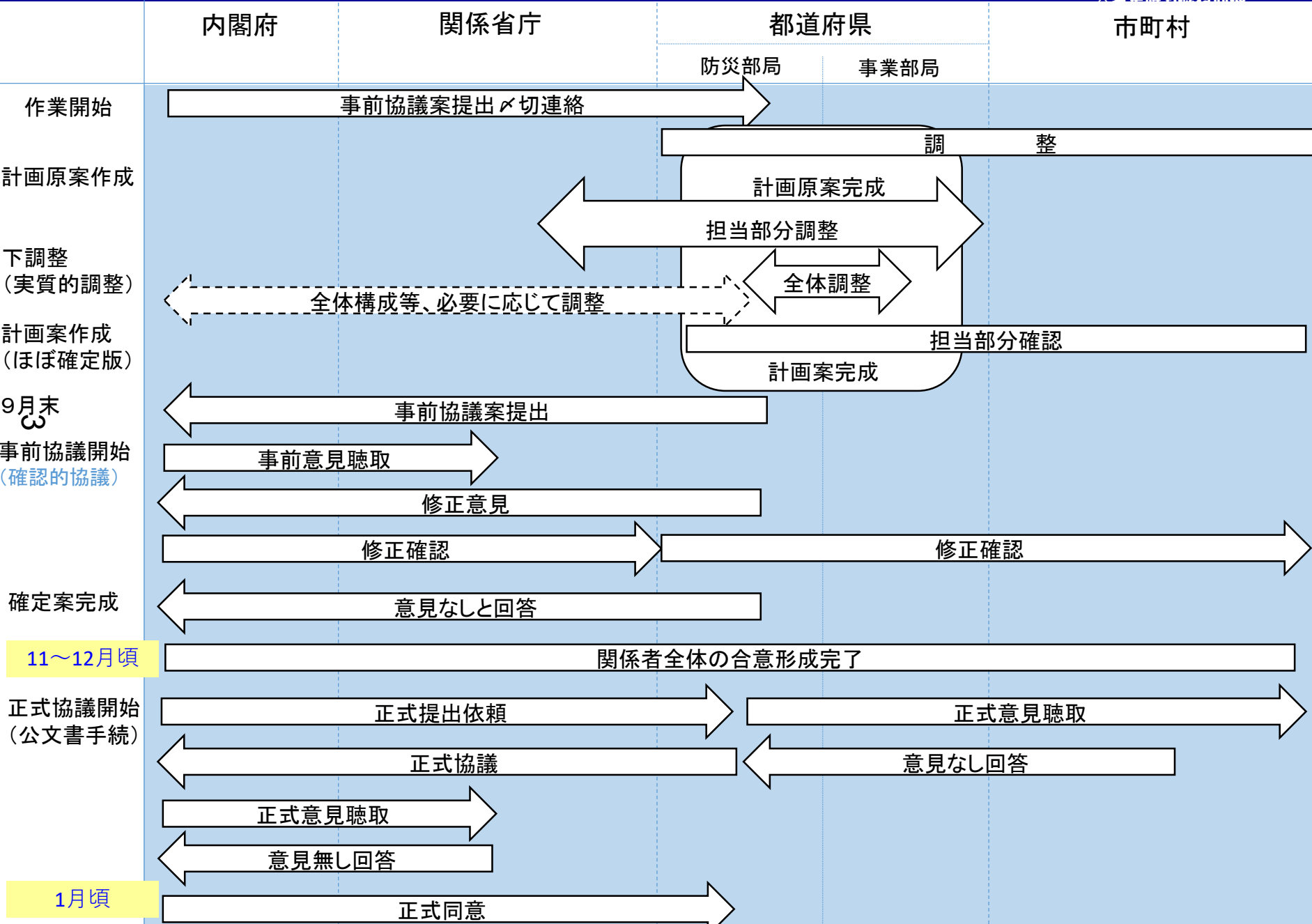
例:耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプその他の政令で定める消防用施設の整備で地方公共団体が実施するもの  
(他9区分)

## 事務の手続き

- ・策定にあたっては、事業部局及び市町村との調整を図った上で、計上事業の関係省庁及び内閣府との事前協議後、内閣総理大臣への協議が必要。 ※計画期間の途中年度で変更する場合も同様。
- ・事業計上後は、入札や変更等による増減額等を考慮した詳細な進捗状況報告を実施。

# 現行制度について：五箇年計画策定の流れ

※：第6次計画策定時資料より  
 ※変更時も概ね同様



# 支障事例

## 支障：国土強靱化地域計画(代表例)との重複性、業務負担

- ▶ 国土強靱化地域計画と目的・趣旨が類似しており、計画間の住み分け、仕分けなどが必要となっている。

＜国土強靱化地域計画と地震防災緊急事業五箇年計画で重複する主な補助金・交付金の例＞

消防防災施設整備費補助金、防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金、社会福祉施設等施設整備交付金、学校施設環境改善交付金、交通安全施設等整備費補助金 など

- ▶ 内閣官房策定の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」においては、地域計画においてもできるだけ地域を特定した個別の事業を記載するとともに、個別の事業の実施内容(箇所、期間、総事業費等)について合わせて記載することが重要であると示されており、個別事業を整理済みの場合は、類似した計画を2重で作成する必要がある。

【国土強靱化地域計画】個別の事業の実施内容の記載イメージ(国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第8版)策定・改定編P26より抜粋)

事業名	箇所	数量	期間	総事業費	実施主体	5か年対策関係	現況	5年後(2025年)の状況
〇〇川河川改修事業	〇〇～〇〇間	〇km	2018～2028	〇億円	県	該当	約〇% (〇年度)	約〇%
〇〇地区ため池改修	〇〇市〇〇	1か所	2023～2027	〇億円	市	該当	0% (2020年度)	約〇%

【地震防災緊急事業五箇年計画】計画書様式への記入例より抜粋

事業主体(位置)	事業名	事業量	概算事業費(百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
〇〇県(〇〇市)	都市公園事業	〇ha 〇箇所	〇〇〇	〇～〇	国土交通省	-

- ▶ また、地震防災上重要な施設であるものの、五箇年計画に基づく補助の特例となっていない施設(例：道路や砂防施設など)に関しては、特例の対象となる施設と比較すると計上の意義が乏しく、関係省庁等との調整や毎年の進捗状況報告などが負担になっている。  
 ⇒実際に意義が乏しいとの事業部局の声も存在している。  
 ⇒補助の特例の対象となっている施設のみを計上した場合は、実効性が無く形骸化した計画となる。

# 提案・効果

## 提案

- 国の特例措置等も含め、**分野別個別計画の指針である国土強靱化地域計画の個別事業**で代替可能とする。  
⇒本県含め、既に施策分野別事業の一覧を整理している自治体も複数見受けられる。



## 効果

- 事業部局、市町村等に関しては、代替可能とすることで、計画間の仕分けや五箇年計画への計上に伴う2重の作業が不要になることが期待できる。  
また、五箇年計画策定に伴う取りまとめ作業等も不要となる。  
⇒**業務の負担軽減、効率化につながる。**
- 国土強靱化地域計画の個別事業と地震防災緊急事業五箇年計画の事業は重複性が高く、代替可能とすることで計画が一本化され、**体系が分かりやすくなる。**  
⇒地震防災上整備すべき事業を国土強靱化地域計画へ集約することで、五箇年計画に基づく特例措置の対象となっていない施設等を含め、まとまりのある計画となる。  
⇒本県でも既に多くの分野別個別計画が存在しており、重複している計画に関してはまとまった形で示すことにより効果的な施策の周知につながる。

### <本県で策定済みの分野別個別計画の一例>

●鳥取県地域防災計画、●鳥取県震災対策アクションプラン、●鳥取県耐震改修促進計画、●鳥取県警察災害警備計画、●鳥取県地域医療再生計画、●鳥取県保健医療計画、●鳥取県版業務継続計画（BCP）、●鳥取県公共施設等総合管理計画、●鳥取県インフラ長寿命化計画（行動計画）、●鳥取県教育振興基本計画、●鳥取県国民保護計画、●鳥取県地震防災対策緊急事業五箇年計画・・・

# 参照条文

## ○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 (平成二十五年法律第九十五号)(抄)

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

## ○地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策の実施に関する目標の設定並びに**地震防災緊急事業五箇年計画**の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(地震防災緊急事業五箇年計画の作成等)

第二条 都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、著しい地震災害が生ずるおそれがあると認められる地区について、災害対策基本法第四十条に規定する都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成八年度以降の年度を初年度とする五箇年間の計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)を作成することができる。

(第2～4項略)

(地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等)

第四条 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、**別表第一に掲げるもの**(当該事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。第三項において同じ。)**に要する経費に対する国の負担又は補助の割合**(以下「国の負担割合」という。)**は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。**(以下略)

(第2～3項略)

# 参照条文

## 別表第一（第四条関係）

事業の区分	国の負担割合
耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプその他の政令で定める消防用施設の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一
へき地における公立の診療所であって政令で定めるものの改築	二分の一
児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは児童心理治療施設、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(同条第七項に規定する生活介護又は同条第十二項に規定する自立訓練を行うものに限る。)のうち、木造の施設の改築	三分の二
公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学校の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築	二分の一
公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の校舎又は屋内運動場で、木造以外のものの補強(次項に掲げるものを除く。)	二分の一
公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いものの補強	三分の二
地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一
地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一
地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の施設の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一
負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な政令で定める設備又は資機材の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一